

日本共産党の山本伸裕です。

知事が議案説明の中で触れられた球磨川水系の河川整備計画についてお尋ねします。

策定された河川整備計画は、目標流量を人吉地点では毎秒7,600トン、横石地点では11,200トンとし、このうちダムなどによる洪水調節で人吉地点では3,700トンカットし、毎秒3,900トンを安全に流す、横石地区では毎秒3,000トンカットし8,200トンを安全に流す、という計画であります。

しかし、私はこれに疑問を感じます。先日の台風で、市房ダムの緊急放流が行なわれました。緊急放流とは、ダムにためる水が限界に達し、流入してくる水量をそのまま排出する操作のことです。つまりダムによる洪水調節機能がなくなってしまうのが緊急放流であります。

今日の気候変動のもとでは、ダムの緊急放流という事態はいつでも起こりうるという前提に当然立つ必要があります。ところがこの河川整備計画というのは、あくまでダムの機能が発揮され続けることを前提として護岸や堤防が設計されます。しかしこれでは、ダムの緊急放流が生じれば、護岸や堤防がそれに対応できず氾濫、あるいは決壊という事態が起こりうることになるではありませんか。

令和2年7月豪雨において、球磨川中流域の神瀬地区では、ある地点で3.8メートルの高さまで水が来ました。当然、住民の皆さんからは、少なくとも前回の水害が起こっても耐えられるようなかさ上げをしてほしいという声が上がっているわけでありまして。ところが行われるかさ上げはわずか80センチ。なんで80cmなんですかと、疑問や怒りの声が噴出しています。「ダムができれば水位が下がるので大丈夫です」などと説明されても、それはあくまでダムの洪水調節機能が失われない範囲に限定した話でしかないではありませんか。

いつダムの緊急放流に至っても不思議ではない、今日の気候変動のもとでは、こうした前提での対策にとどめるのは不十分であります。なぜ知事は、このような整備計画に異存なしとの見解を出せるのでしょうか。もしも真面目に流域住民の生命、安全、財産を守るという考えに立つならば、ダムの洪水調節機能が失われても耐えうる水準の対策を求めるというのが当然ではないでしょうか。それとも、もしもダムの緊急放流によって洪水被害が発生してしまったら、知事はその責任を負う覚悟がおりなのですか。お答え下さい。

(蒲島知事答弁)

このたびの台風14号に伴う豪雨では、長時間にわたり降雨が続きました。

市房ダムでは、台風接近の3日前から事前放流により容量を確保し、下流域への放流量をギリギリまで抑えることで被害軽減をはかりました。

その間、18日19時40分には、「貯留能力の半分情報」を関係機関とメディアに通知しました。

翌19日2時ごろに、緊急放流についての3時間前通知を実施しました。

19日1時に、1時間前通知を実施しました。

2時になり、緊急放流の1時間延期を通知しました。

19日の3時には、総合的に判断し、緊急放流へ移行しました。

緊急放流に際し、放流量を流入量に徐々に近づけるにあっても、下流への放流量の増加を最小限に抑え、放流量のピークをおよそ3割減らすとともに、ピークの発生時刻を1時間40分遅らせることができました。

今回のように、ダムの貯留能力の限界を理解し、適切に運用することにより、ダムは、緊急放流に移行しても洪水調節機能を発揮します。

気候変動の影響により激化する洪水から、県民の生命、財産を守るためには、あらゆる手段を講じ、流域全体の総合力で河川の水位を低下させ、氾濫を防ぎ、減らしていくことが重要です。

本年 8 月に策定した河川整備計画では、流水型ダムの整備のみならず、河道掘削や河道拡幅による流下能力の向上、洪水を一時的に貯留する遊水地の整備、市房ダムの再開発といった対策により、河川の水位低下をはかることとしています。

対策後の水位が家屋の高さを上回る区間では、宅地かさ上げをおこない、安全を確保することとしています。河川での対策に加え、森林整備や田んぼダムの普及拡大によるさらなる水位低下にも取り組んでいきます。このように今回策定した河川整備計画は、流域のあらゆる関係者と連携し、流域全体の総合力で安全・安心を実現していくものです。

また、「地域の宝」である清流球磨川を次世代に引き継げるよう、河川環境の保全にも、全力を尽くしてまいります。

これらは、令和 2 年 11 月に、私がこの議場で表明した「緑の流域治水」の方向性と一致しており、流域市町村長からも計画内容の変更を求めるような意見はありませんでした。そのため、国に対し、異存ない旨を回答したところです。

令和 2 年 7 月豪雨災害のような被害を二度と繰り返さないためにも、今後も、河川整備計画に基づいて「緑の流域治水」を確実に推進していくことが私の責任です。

(山本再登壇、切り返し)

知事はいろいろ言われましたが、私の質問にはお答えになっておられません。

私がお聞きしたのは、なぜ洪水調節機能がなくなる可能性があるのに、洪水調節機能があくまで発揮されることしか前提にしていない河川整備計画に異存なしと言えるのか、ということであります。

今回の台風では市房ダムが大きな役割を発揮したといわれました。もちろん雨の降り方、下流の河川の水量など、状況によっては緊急放流が行なわれてもそれが 100%災害につながるわけではありません。しかしそれはあくまで、幸運にも災害には至らなかったというだけの話であって、だからと言って緊急放流の事態でもダムは洪水調節能力を発揮できるんだというのは、議論の飛躍であります。緊急放流というのはまさに洪水調節能力がなくなる状態のことを言うわけですよ。

知事、災害対策というのは、常に最悪の事態を想定してそれに備えるということが鉄則中の鉄則ではありませんか。もう一度申し上げますが、ダムの洪水調節機能が失われるという事態が起こりうるのに、それを想定しない河川整備計画になぜ異存なしと言えるのですか。結局、今回の河川整備計画の最大の目的は、新たな流水型ダムを事業化することであるからではないのですか。国や県は、ダムだけで流域を守るのではない、ダムを含む総合的な流域治水だとおっしゃいますが、ダム計画が存在することによって堤防や護岸の高さが抑制されてしまうんです。これは重大な矛盾ではありませんか。あくまでもダムによる洪水調節を前提とした河川整備計画にこだわっていらっしゃるの、もしも緊急放流にも耐えうる対策までやってしまったら、そもそもダムをつくる理由がなくなってしまうからではないのですか。しかし知事、河川整備計画の策定にあたり、最優先で考えなければならないことは、流域住民の生命、安全、財産を守ることではありませんか。ダムありきの計画を押し通すために最悪の事態から目を背けてしまうのではなく、国に対して堂々とものを言っていたきたい。そのことを訴えて質疑を終わります。